明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○水底線路の保護区域を指定する件（総務一九八）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務二一六）　二
〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験免除者公告（国税審議会）　三〇
諸事項
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
日本放送協会放送受信規約の一部変更、東日本高速道路株式会社工事一部完了、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三一

告示

○総務省告示第百九十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

平成二十九年六月十九日

総務大臣　山本　早苗

第一号

一　敷設区間

神津島～御蔵島間

（神津島側）東京都神津島村鳴穴一番地

（御蔵島側）東京都御蔵島村一九〇三番一地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第二号

一　敷設区間

御蔵島～三宅島間

（御蔵島側）東京都御蔵島村一九〇三番一地先

（三宅島側）東京都三宅村阿古六七二番一地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内の区域（三宅島沿岸部のうち、泊地と重なる部分を除く。）

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり